

粕屋町教育大綱

一育てよう、心豊かな粕屋の子ども一

令和 2 年 3 月 改 定
粕 屋 町
粕 屋 町 教 育 委 員 会

はじめに



平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、平成27年4月より「新」教育委員会制度がスタートしました。この制度では、町長と教育委員会が協議や調整をしながら教育施策の方向性を共有するため、「総合教育会議」の設置が義務付けられ、地方公共団体の長が、教育に関する目標や施策の根本的な方針である「大綱」を定めることとされました。

これを受け、粕屋町においても総合教育会議を開催し、町の教育のあるべき姿や方向性を教育委員会と共に模索しながら、平成28年1月に「第4次粕屋町総合計画」（平成18年度～平成27年度）及び「第5次粕屋町総合計画」（平成28年度～令和7年度）に即した「粕屋町教育大綱（平成27年度～令和元年度）」を定めていましたが、今回、その実施期間が満了することに伴い、新たな実施期間（令和2年度～令和6年度）について教育大綱を定めました。

全国的に人口減少と少子高齢化が進行しているなかで、粕屋町においては人口が増加し、平均年齢も39歳と若い世代が大変多い町です。この若い世代の力を将来につなげ、持続可能な社会を実現するため、この大綱に基づき、「育てよう、心豊かな粕屋の子ども」を合言葉に家庭及び学校、地域が一体となって健全な子どもの育成に努めるとともに、町民の皆さまが「粕屋町に生まれてよかった」「住んでよかった」「住み続けたい」と実感できるまちづくりに取り組んでまいります。

令和2年 3月

粕屋町長 箱田 彰

第1章 大綱策定の概要

1 大綱の趣旨

「粕屋町教育大綱」（以下「大綱」という。）は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき策定し、粕屋町の教育に関する施策の基本的な方針を定めます。

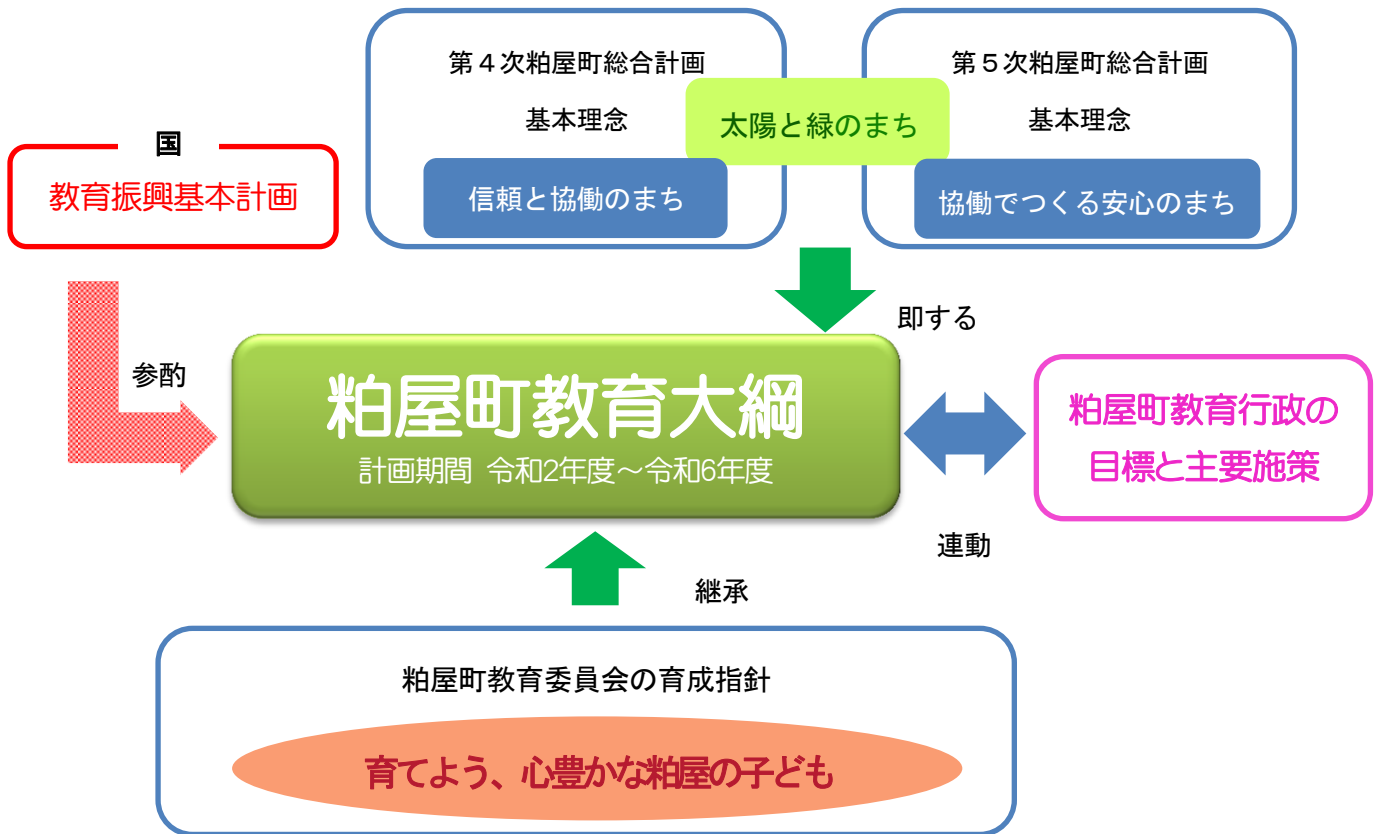
教育は、家庭及び地域教育、幼児教育、生涯教育、ボランティア活動や文化・芸術、スポーツなど、子どもから大人まで、国籍を問わない様々な分野にわたるため、各種計画と相互補完しながら、大綱の実現を目指します。

2 大綱の位置づけ

この大綱は、国の教育振興基本計画における基本的方針を参酌し、地域の実情に応じて策定するもので、粕屋町の教育行政を推進するための基本方針となることから、町の総合計画との整合性を保つ必要があります。

今回改定した大綱においては、粕屋町教育委員会の育成指針である「育てよう、心豊かな 粕屋の子ども」を継承し、第5次粕屋町総合計画（平成28年度～令和7年度）の基本構想に定める基本理念の達成に向け、粕屋町が目指す教育分野の基本目標や今後推進すべき施策の方向性を明らかにしたものです。

この大綱の基本方針にのっとり、毎年、『粕屋町教育行政の目標と主要施策』を教育委員会が策定し、関係機関と連携し、学校教育や社会教育において、各施策の達成に向け、鋭意努力しています。



3 実施期間

本大綱の実施期間は、令和2年度から令和6年度の5か年とします。ただし、社会情勢の変化や総合計画の改訂等に伴い、期間の途中であっても見直すことがあります。

	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	6	7	8	
粕屋町総合計画	第5次粕屋町総合計画										第6次粕屋町総合計画	
粕屋町教育大綱	(平成27年度作成) 粕屋町教育大綱			(今回作成) 粕屋町教育大綱					(次回作成) 粕屋町教育大綱			
粕屋町教育行政の目標と主要施策			毎年策定する									

4 策定

大綱は、「粕屋町総合教育会議設置要綱」（平成27年粕屋町要綱第40号）の規定により設置された「粕屋町総合教育会議」（町長と教育委員会で構成）において協議し、町長が策定します。

粕屋町総合計画基本構想及び基本計画のうち、教育、学術及び文化等に関する基本方針を策定します。

5 公表

町長が大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表します。

第2章 大綱の基本方針

本町は第1次総合計画から「太陽と緑の町」を基本理念とし、第4次総合計画で「信頼と協働の町」を基本理念に追加し、これを第5次総合計画で「協働でつくる安心のまち」と修正し、町民、地域、行政がお互いに役割と責任を担い、共に安心して暮らしを営むことができるまちづくりを2つ目の基本理念としました。

これらを踏まえ、将来の粕屋町のビジョンとして、粕屋町への愛着と誇りがますます高まり、次世代を担う子ども達に笑顔が溢れる明るい未来を創造する、「心かよいあうスマイルシティかすや」を粕屋町の将来像に掲げました。

これらの理念や将来像の実現に基づき、粕屋町の教育指針である「育てよう、心豊かな粕屋の子ども」を継承し、平成30年度に各小中学校に「学校運営協議会」を設置し、「地域とともに 子ども達の 輝く未来を 創造しよう」を運営方針として、学校と地域、保護者が連携・協力し、次世代を担う子ども達の健全な育成を今後も目指すために、下記の基本目標を定めます。

1. 大綱の基本目標

基本目標1 これからの未来を力強く生きる子どもの育成

基本目標2 学校と地域が連携し健全な子どもを育成

基本目標3 生涯にわたって、心身ともに健康な生活が送れる社会の構築

基本目標4 郷土の歴史や、伝統・文化を尊重し、継承する社会の実現

基本目標5 人権と平和を尊重する意思と実践力の高揚を図る地域社会の確立

2. 大綱の基本施策

基本目標1 これからの未来を力強く生きる子どもの育成

(1) 確かな学力、心豊かなたくましい子どもを育む教育の充実

「基礎的・基本的な知識や技能」、「思考力、判断力、表現力」、「学ぶ態度、人間性」の資質・能力の育成を図り、子ども一人ひとりに生きる力を確実に育みます。

他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」などの育成に努めます。

(2) コミュニケーション力を高める教育活動の充実

ソーシャルスキル^{※1}やグループエンカウンター^{※2}を取り入れた教育、「考える道徳」「議論する道徳」としての道徳の教科化が導入されました。

また、国際化が進むボーダーレスの社会を迎え、コミュニケーション力を高めるために対話的な学びの授業や、積極的に外国人とのコミュニケーションを図るために、小学校での外国語教育の充実を、さらに、中学校においては、英語力向上のため英語検定への受検を推進する支援を行います。

(3) 教育環境の整備・充実

教職員の資質向上や、家庭や地域の教育力の向上に努め、いじめや不登校等の未然防止や早期発見・対応に向け、きめ細かな指導や支援ができる体制の充実に努めます。

また、快適で安全に学習できる教育環境の整備と教育関連施設及び設備の充実に努めます。特に、ICTやAI技術を取り入れ、ソサエティ5.0^{※3}の社会に対応できる教育に努めます。

- ※1 社会生活を送るうえで、他者と良好な人間関係を築き、共に生活するために必要な技術や能力
- ※2 お互いがそれぞれ本音を言い合うことで、互いの理解を深め、また、自分自身の受容と成長、対人関係の改善を目指す人間関係づくりの体験学習
- ※3 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

基本目標2 学校と地域が連携し健全な子どもを育成

(1) 学校と保護者・地域との連携

各学校に設置している「学校運営協議会」で、学校を支援する活動や学校と地域が連携して子どもの健全育成を図る教育的活動の充実を図ります。

また、教育支援に関わる機関と連携し、行政区、各種団体等を通じて地域の教育力を高めます。

児童生徒の通学時の安全確保や学校行事への積極的な連携に向け、学校と行政が協力して連絡・調整を図ります。

(2) 信頼される学校づくり

毎年、9月の第二土曜日を「学校公開日」として、粕屋町立小中学校の授業公開を通して、保護者や地域に学校を開きます。

ホームページや学校便り、広報誌等を通して学校の教育活動や子どもの頑張り等を積極的に地域に発信します。

(3) 指導者の育成と学ぶ機会の提供

高齢者などが自らの知識や経験・技能を活かし、学校や地域、社会教育施設、子育て支援施設等で学習支援を行うことで、高齢者の活動機会を創出し、異年齢等の多様な交流の機会をつくります。

基本目標3 生涯にわたって、心身ともに健康な生活が送れる社会の構築

(1) 生涯学べる環境づくり

生涯学習関連施設を有効活用し、町民のニーズに応じた学習や活動ができる環境づくりを行うとともに、地域の人材や文化資源の活用等を通じて、生涯を通して学び活動する生涯学習の活性化を図ります。

(2) 生涯スポーツ・文化芸術の推進

生涯にわたり健康で、明るく活力ある生活を送るため、スポーツ施設やあらゆる機会を通してスポーツに親しむ環境づくりに努めます。

また、豊かな感性や健全な心の育成に向け、文化芸術の推進を「粕屋町文化芸

術推進基本計画」に沿って活動します。

(3) 共生社会の創生にむけて

生涯学習やスポーツ・文化芸術等における町民の様々な活動を支援し、その知識や技能を地域に還元する場や機会を通して、共生社会の創生を図ります。

基本目標4 郷土の歴史や、伝統・文化を尊重し、継承する社会の実現

(1) 歴史や文化を継承する地域づくり

歴史的に重要な指定文化財の保護・保全を実施するとともに、効果的な情報提供や情報公開の場をつくることで、町民が郷土の歴史や文化へ関心を持ち、文化財の保護や次世代に継承する意識を高めます。

(2) スポーツ・文化施設等の整備の推進

町民が安心・安全に活用できる施設設備の点検と保守に努め、利用者の期待に応えられる施設の充実に努めます。

基本目標5 人権と平和を尊重する意思と実践力の高揚を図る地域社会の確立

(1) 人権意識の高揚

町民一人ひとりが、互いに認め合い、個性と能力を十分に発揮できる町の実現を目指し、学校・家庭・地域など、身近な生活環境や各研修会を通じて、人権教育や啓発活動を行い、人権意識を高めます。

社会のあらゆる差別の解消に向け、学校教育、社会教育の充実に努めます。

(2) 平和の理念の普及

「戦争の記憶」を継承し、平和教育や平和への啓発活動を継続的に行うことで、平和の尊さや戦争の悲惨さを風化させないように、恒久平和の理念を普及させます。

(3) 「ときめき体験 in 沖縄」の継続

これまでの「少年の船」「青少年の翼」の理念を継承し、団員として参加した児童生徒が数年後、スタッフとして参加しており、地域活性化に大きく貢献しています。

今後も小中学生を対象に、戦争の悲惨さや沖縄の地元住民との文化交流を通して、平和の尊さや粕屋町の文化を見直します。